

佐賀県男女共同参画推進員の設置

性別による差別的取扱いや男女の人権の侵害に関し県民からの相談があった場合、県の施策や男女共同参画に影響を及ぼす施策について、県民や事業者から意見があった場合、その受付等を行うため、男女共同参画推進員を設置しています。

業務

男女共同参画推進員は、以下の3つの業務を行っています。

- ① 性別による差別的取扱いその他人権侵害に関する相談の受付**
性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関する県民からの相談を受け付け、必要な助言を行い、また、関係機関への連絡など適切な処理を行います。
- ② 県の施策又は男女共同参画に影響する施策に関する意見の受付**
県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと思われる施策に関する県民又は事業者からの意見を受け付け、その内容を県に連絡します。
- ③ 男女共同参画に関する啓発活動**
地域への男女共同参画に関する啓発活動を行います。

設置箇所

男女共同参画推進員は、市、町ごとに設置しています。

佐賀県男女共同参画推進審議会を設置

男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会を設置しています。なお、審議会の委員の数は、男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満にならないようにしています。